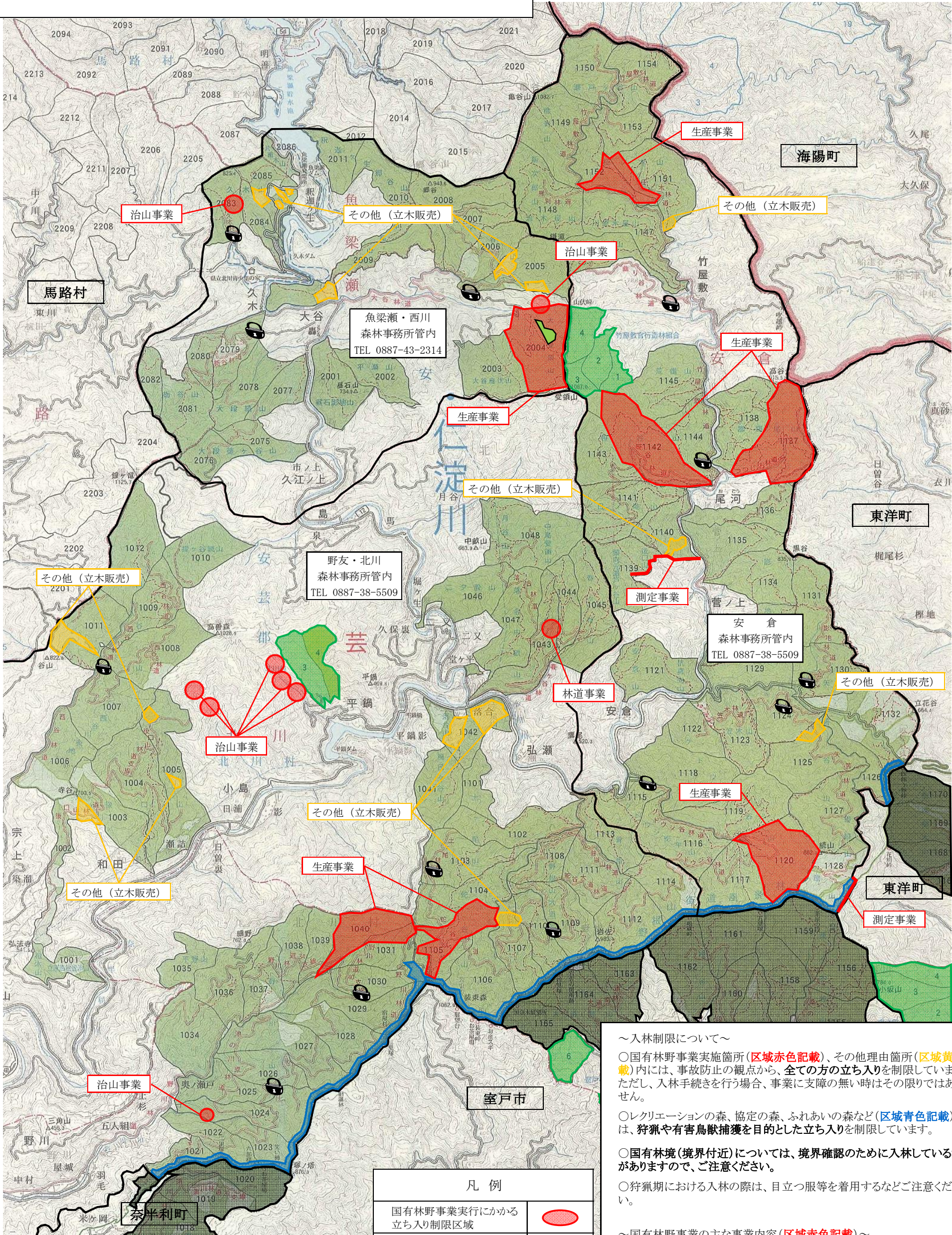


令和7年度 立入制限区域図

※この図面は、国有林野事業実行及び狩猟または有害鳥獣にかかる事故防止の観点から、**令和7年4月現在**の入林及び国有林野事業等の実行予定箇所をお知らせする目的で安芸森林管理署が作成しています。

北川村地区



凡 例	
国有林野事業実行にかかる立ち入り制限区域	
鳥獣捕獲(発砲)にかかる立ち入り制限区域	
その他理由にかかる立ち入り制限区域	
官行造林地(国有林外)	
その他市町村国有林	
林道ゲート設置箇所	

～入林制限について～

○国有林野事業実施箇所(区域赤色記載)、その他理由箇所(区域黄色記載)内には、事故防止の観点から、**全ての方の立ち入りを制限**しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。

○レクリエーションの森、協定の森、ふれあいの森など(区域青色記載)内では、**狩猟や有害鳥獣捕獲を目的とした立ち入りを制限**しています。

○国有林境(境界付近)については、**境界確認のために入林している場合がありますので、ご注意ください。**

○狩猟期における入林の際は、目立つ服等を着用するなどご注意ください。

～国有林野事業の主な事業内容(区域赤色記載)～

○測定事業・・・国有林野の境界の確認・測量などを実施します。

○造林事業・・・造林木の育成に必要な施業(地拵、植付、間伐、病虫害防除等)を実施します。

○生産事業・・・造林木の伐採・搬出を実施します。

○林道事業・・・林道の新設・改良等を実施します。

○治山事業・・・治山(山の崩壊等を防ぐ)ための施設を施工します。